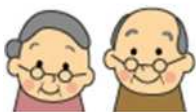


荒川区高齢者補聴器購入費助成事業



加齢による老人性難聴の方を対象に、補聴器の購入費の一部を助成します！

対象要件 次のすべての要件に該当する方

- ▶ 荒川区内に住所を有する満65歳以上の方
 - ▶ 前年の合計所得金額が350万円未満の方
(申請が1月から6月の場合は、前々年の合計所得金額で判断します。)
 - ▶ 耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方
 - ▶ 原則として両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方
(耳鼻咽喉科で測定できます。)
- ※一般的には、中等度難聴で聞き間違いを感じる方です。
※聴覚障害の手帳をお持ちの方は対象外です。障害者福祉課へご相談ください。

助成内容

助成上限額 25,000円

- ▶ 医療機器である補聴器が助成対象です。(集音器は対象外)
- ▶ 補聴器の本体及び付属品が対象です。
- ▶ 助成は一人当たり1台限り(左右のどちらか)とし、医療機関の受診料や修理、電池交換は自己負担です。

※申請後、助成金決定通知書が届いてから補聴器を購入してください。

※申請した年度内(3月末日まで)に購入し助成金を請求してください。

(補聴器の購入代金は医療費控除の対象となることがあります。)

助成までの流れ

① 区への相談

はじめに、助成の申請を希望する方は、区に相談します。(代理可)
区が助成要件を確認し、申請書を配付します。

② 耳鼻咽喉科の受診

申請書を持って耳鼻咽喉科を受診します。医師が診断し、補聴器の必要性を認めた場合は、申請書内の「耳鼻咽喉科医師の意見欄」に医師が記入します。

③ 申請書の提出

「耳鼻咽喉科医師の意見欄」が記載済みの申請書を区に提出します。

④ 助成決定

区が申請書を審査後、申請者へ助成金決定通知書を送付します。

決定通知書が届いてから補聴器を購入します。

⑤ 補聴器の購入・助成金の請求

医師から紹介された認定補聴器専門店等から補聴器を購入した後、助成金の請求書を区に提出します。

【添付書類】

- ・領収書(写し)・・・領収書の宛名は申請者本人
- ・保証書(写し)又は購入品のわかる書類

⑥ 助成金の確定及び振り込み

助成金の額を確定し通知するとともに、後日、ご本人の口座に助成金を振り込みます。



問い合わせ先

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係
TEL 03(3802)3111(内)2678

Q&A

	質問	回答
1	助成金額はいくらか。	上限額2万5千円です。ただし購入金額が24,520円の場合、助成額は24,520円です。
2	既に購入済みの補聴器は対象になるのか。	区の決定前に購入した補聴器は対象になりません。申請後、区の助成決定通知が届いてから補聴器を購入してください。
3	両耳で使用するため、補聴器を2個購入したが、それぞれ補助の対象となるのか。	片耳のみ補助の対象です。
4	両耳用の補聴器を購入した場合はどうか。	一体型であれば、購入金額を半分にすることはありません。例えば購入金額3万5千円の場合、助成額は2万5千円です。
5	購入のレシートで請求できるか。	領収書(宛名が本人名義)が必要です。購入店で領収書をもってください。
6	振込口座は本人以外でもよいか。	申請者本人の口座に振り込みます。
7	区内の耳鼻咽喉科を受診しないといけないのか。	購入だけでなく、日常的な耳の聞こえの相談や治療などを考慮し、お住まいの身近な耳鼻咽喉科をお勧めしております。 なお、区内の協力医療機関は申請書意見欄の「文書料」が無料になります。